

○武蔵野市水道部工事成績評定に係る意見等申立てに関する要領

平成26年4月1日要綱第102号

武蔵野市水道部工事成績評定に係る意見等申立てに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵野市水道部工事成績評定要綱（平成25年7月11日施行。以下「要綱」という。）第10条及び第11条の規定に基づき、工事成績評定に対する意見又は疑義（以下「意見等」という。）の申立てに関し必要な事項を定める。

(意見等申立ての方法)

第2条 要綱第10条第1項の規定により意見等の申立てを行う者は、意見等申立書（第1号様式）に、当該申立ての根拠となる書類その他の市長が必要と認める書類を添付し、水道部総務課長（以下「総務課長」という。）に提出するものとする。

(委員会の開催)

第3条 総務課長は、前条の規定により意見等が申し立てられたときは、遅滞なく武蔵野市水道部工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会（議案書）（第2号様式）を作成し、工事成績評定表等の関係資料を添えて、武蔵野市水道部工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会の審査に付さなければならない。

(意見等申立者への回答)

第4条 要綱第10条第3項に規定する書面は、回答書（第3号様式）とする。

2 要綱第11条第1項の規定により管理者から評定の見直しを指示されたときは、当該評定を行った要綱第3条の評定者は、自らが行った評定の見直しをするものとする。

付 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に完了する工事から適用する。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第4条関係）

第1号様式（第2条関係）

意 見 等 申 立 書 年 月 日 武蔵野市水道事業管理者 受注者 所在地 会社名 代表者 印			
契 約 番 号			
工 事 件 名			
実 績 工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
契 約 金 額			
成績評定の評 定項目・細目 のうち意見等 のある事項	評定項目・細目	評定点	意見等の内容・理由・根拠

第2号様式（第3条関係）

武蔵野市工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会（議案書）

意見等申立者			
議案番号		契約番号	
開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
開催場所			
工事件名			
工事場所			
受注者名	(所在地) (会社名) (代表者)		
実績工期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
契約金額			
工事主管課			
工事等概要			
意見等のある事項			
根拠となる事項			
説明要求に対する回答書の内容			
備考			

第3号様式（第4条関係）

回 答 書 年 月 日 受注者 所在地 会社名 代表者 武蔵野市水道事業管理者 印	
契 約 番 号	
工 事 件 名	
実 績 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
契 約 金 額	
意見等のある 事項	
意見等のある 事項に対する 回答	